

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

香川国民年金 事案 380 (事案 95 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの期間、52年4月から56年3月までの期間及び61年2月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年3月まで
② 昭和52年4月から56年3月まで
③ 昭和61年2月から平成3年3月まで

当初の申立てにおいて、納付記録の訂正が不要とされた期間(昭和45年1月から49年3月までの期間、52年4月から59年3月までの期間及び59年7月から平成3年3月までの期間)のうち、再申立てにより、56年4月から59年3月までの期間及び59年7月から61年1月までの期間が、「専任徴収員」を通じた国民年金保険料の納付に関する知人の証言に基づき、納付済み期間として納付記録の訂正が行われた。

今回の再申立てについては、先の再申立てのような直接的な証言は無いものの、先の再申立てにおいて、納付が認められた期間と同様に国民年金保険料を納付しており、昭和49年4月から52年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料の納付実績、平成9年10月からの厚生年金保険への加入実績などをかんがみて、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料の納付状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を専任徴収員に納付していたことについて、直接的な証言は無いが、先の再申立期間と同様に国民年金保険料を納付しており、申立期間前後の国民年金保険料の納付実績、申立期間後の厚生年金保険への加入実績などをかんがみて、納付記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、前回申立て以上の新たな供述及び資料等はなく、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年以降に払い出されており、申立期間①のうち、少なくとも 45 年 1 月から 47 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人は、「自宅に来ていた専任徴収員を探して、話を聞いてほしい。」旨主張しているところ、A 県国民年金課発行の書籍等により、B 市においては、昭和 37 年 9 月から、自治会等の組織に加入していない住民を対象に国民年金保険料の徴収業務を行っていた「専任徴収員」が存在していたことが確認でき、A 県内において、同市に次いで国民年金保険料徴収率が低かった C 市の元国民年金課職員が、「同市では、専任徴収員は少なくとも平成になるころまで存在していた。」と供述していることから判断すると、申立期間②及び③当時、B 市においても「専任徴収員」が存在していたと考えられるものの、当該「専任徴収員」について、同市の担当者は、「当時の資料は無く、事情が分かる人もいない。」と供述している上、今回、新たに供述を得られた申立期間②及び③当時、申立人の近隣に居住していた知人は、「国民健康保険の集金人は、私の自宅に来ていたが、国民年金の集金人は来ていない。申立人宅に国民年金の集金人が来ていたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の主張する「専任徴収員」について新たな供述を得ることができないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付状況について確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。